

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

規 則		ページ
○北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則……………	(漁業管理課)	1
○北海道漁業等の免許の申請に関する規則……………	(漁業管理課)	1
訓 令		
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	3

## 規 則

北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則をここに公布する。  
令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第97号

北海道漁業における資源管理の状況等の報告に関する規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第90条第1項の規定による報告(以下「報告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(報告の方法)

**第3条** 報告は、次の各号に掲げる漁業権の区分に応じ、当該各号に定める日までに、知事が定める報告書の正本1部及び副本1部を提出してしなければならない。

- (1) 定置漁業権 当該定置漁業権の漁業時期が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日
- (2) 区画漁業権 当該区画漁業権が個別漁業権である場合にあっては当該区画漁業権の漁業時期が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日、当該区画漁業権が団体漁業権である場合にあっては当該区画漁業権に係る漁業権者における通常総会が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日
- (3) 共同漁業権 当該共同漁業権に係る漁業権者における通常総会が終了した日の翌日から起算して60日を経過する日

2 漁業協同組合は、当該漁業協同組合に所属する漁業権者の委任を受けて前項第1号に掲げる漁業権又は同項第2号に掲げる漁業権(個別漁業権である場合に限る。)に係る報告を行うことができる。

(書類の経由)

**第4条** 前条第1項の報告書は、当該報告に係る漁場の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長(当該報告に係る漁場が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、当該報告を行う者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長)を経由して提出しなければならない。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。  
(北海道定置漁業経営状況報告規則の廃止)
- 2 北海道定置漁業経営状況報告規則(昭和28年北海道規則第224号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の規定中定置漁業権に係る部分は、この規則の施行の日以後に漁業時期が終了する定置漁業権について適用し、同日前に漁業時期が終了した定置漁業権に係る定置漁業の経営状況の報告については、なお従前の例による。

北海道漁業等の免許の申請に関する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第98号

北海道漁業等の免許の申請に関する規則

北海道漁業権免許申請規則(昭和59年北海道規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第69条第1項の漁業の免許及び法第76条第1項の漁業権の分割又は変更の免許(以下これらを「漁業等の免許」という。)の申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(代表者の届出)

**第3条** 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（漁業等の免許の申請）

**第4条** 漁業等の免許の申請は、次の各号に掲げる免許の区分に応じ、当該各号に定める様式による申請書を提出して行うものとする。

- (1) 定置漁業の免許 別記第1号様式
- (2) 区画漁業の免許 別記第2号様式
- (3) 共同漁業の免許 別記第3号様式
- (4) 漁業権の分割又は変更の免許 別記第4号様式

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「省令」という。）第25条第2項第7号の知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定置漁業又は個別漁業権の内容たる区画漁業の申請にあっては、次に掲げる書類
  - ア 法第73条第2項第2号に定める者であることを説明する書類
  - イ 申請者が漁業生産組合である場合は、その定款
- (2) 内水面における第五種共同漁業の申請にあっては、当該内水面における水産動植物の増殖計画書
- (3) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合にあっては、その所有者若しくは占有者の同意又は法第71条第2項の裁判所の許可があったことを証する書類
- (4) 2人以上共同して申請しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
  - ア 当該申請に係る漁業を共同経営する場合にあっては、共同経営に関する契約書の写し又は各申請者の議決権、出資額及び損益金の割合を記載した書類
  - イ 各申請者の漁業権持分について定めがあるときは、当該持分を記載した書類
  - ウ 各申請者に係る省令第25条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 法第76条第1項の規定により漁業権の分割又は変更の免許の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免許状
- (2) 漁場図
- (3) 分割又は変更の理由書
- (4) 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合は、漁業権の得喪又は変更を決議した総会の議事録抄本
- (5) 申請者が漁業生産組合である場合は、その定款（書類の経由、提出部数及び省略）

**第5条** この規則の規定により知事に提出する申請書は、当該漁業等の免許の申請に係る漁場の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該漁業等の免許の申請に係る漁場が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、当該漁業等の免許の申請をしようとする者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長）を経由して提出しなければならない。

- 2 この規則による書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 3 この規則の規定により同時に2以上の申請書を提出する場合において、それぞれの申請書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書にはその旨を記載して、一の申請書に添付した書類の添付を省略することができる。

**附 則**

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**別記第1号様式**（第4条関係）

定置漁業免許申請書

収入証紙  
貼付欄

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者氏名 ㊞

年北海道告示第 号で公示された次の定置漁業の免許を受けたいので、漁業法第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁 場 番 号
- 2 漁 場 の 位 置
- 3 漁 業 の 名 称
- 4 添 付 書 類

**別記第2号様式**（第4条関係）

区画漁業免許申請書

収入証紙  
貼付欄

北海道知事 様

年 月 日

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者氏名 ㊞

年北海道告示第 号で公示された次の区画漁業の免許を受けたいので、漁業法第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁場番号
- 2 漁場の位置
- 3 漁業の名称
- 4 添付書類

別記第3号様式（第4条関係）

共同漁業免許申請書

収入証紙  
貼付欄

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者氏名 ㊞

年北海道告示第 号で公示された次の共同漁業の免許を受けたいので、漁業法第69条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁場番号
- 2 漁場の位置
- 3 添付書類

別記第4号様式（第4条関係）

漁業権分割（変更）免許申請書

収入証紙  
貼付欄

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者氏名 ㊞

次のとおり漁業権の分割（変更）の免許を受けたいので、漁業法第76条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁業権番号
- 2 漁場の位置
- 3 分割（変更）の内容
- 4 添付書類

訓

令

北海道訓令第14号

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令  
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関する事務
  - (1) 第5条第1項の規定に基づき、共同申請（次号に規定する対象漁業に係る共同申請

に限る。)に係る代表者の届出を受理すること。

(2) 第57条第1項の規定に基づき、次に掲げる漁業であって、その漁業根拠地(2以上の漁業根拠地を有する漁業にあっては、主たる漁業根拠地)を所管区域に置くもの(以下この項及び次項において「対象漁業」という。)を許可すること。

ア 中型まき網漁業

イ 小型機船底びき網漁業

ウ 小型さけ・ます流し網漁業(津軽海峡海域における総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型さけ・ます流し網漁業に限る。)

エ 北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号。以下この項において「規則」という。)第5条各号に掲げる漁業のうち次に掲げるもの

(ア) たこ漁業

(イ) ほっけ固定式刺し網漁業

(ウ) めぬけ固定式刺し網漁業

(エ) にしん固定式刺し網漁業

(オ) すけとうだら固定式刺し網漁業

(カ) たら固定式刺し網漁業

(キ) かれい固定式刺し網漁業

(ク) きちじ固定式刺し網漁業

(ケ) さんま棒受け網漁業(道外に住所を有する者が行うさんま棒受け網漁業を除く。)

(コ) さんま流し網漁業(道外に住所を有する者が行うさんま流し網漁業を除く。)

(サ) はえ縄漁業(ロシア連邦の200海里水域以外の海域で行われるはえ縄漁業で道外に住所を有する者が行うものを除く。)

(シ) すけとうだらはえ縄漁業

(ス) 小型さけ・ますはえ縄漁業(日本海及びオホーツク海域における総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型さけ・ますはえ縄漁業に限る。)

(セ) きちじはえ縄漁業

(ソ) いか釣り漁業(道外に住所を有する者が行ういか釣り漁業を除く。)

(タ) 機船船びき網漁業

(チ) かにかご漁業(くりがにかご漁業に限る。)

(ツ) つぶかご漁業

(テ) かご漁業(かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。)

(ト) かじき等流し網漁業(道外に住所を有する者が行うかじき等流し網漁業を除く。)

(ナ) いるか突棒漁業(道外に住所を有する者が行ういるか突棒漁業を除く。)

(ニ) 小型まき網漁業

(ヌ) こぎびき網漁業

(ネ) 火光を利用する敷き網漁業

(ノ) 潜水器漁業

(3) 第58条において準用する第38条の規定に基づき、対象漁業の起業の認可をすること。

(4) 第58条において準用する第40条第2項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可をしないことについて、当該許可又は起業の認可の申請者にその理由を通知し、公開により意見を聴取すること。

(5) 第58条において準用する第41条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くこと。

(6) 第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可に係る公示(2以上の海区漁業調整委員会から意見を聴かなければならないこととされる許可又は起業の認可に係る公示を除く。次号において同じ。)をすること。

(7) 第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くこと。

(8) 第58条において読み替えて準用する第42条第5項の規定に基づき、許可の基準(2以上の海区漁業調整委員会から意見を聴かなければならないこととされる許可の基準を除く。)を定めること。

(9) 第58条において準用する第44条第1項及び第2項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可に条件を付けること。

(10) 第58条において準用する第44条第3項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可に条件を付けることについて聴聞を行うこと。

(11) 第58条において準用する第45条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定に基づき、知事許可漁業の継続の許可又は起業の認可(道外に住所を有する者に係る継続の許可又は起業の認可を除く。)をすること。

(12) 第58条において準用する第46条第2項の規定に基づき、第58条において準用する第46条第1項に規定する許可の有効期間より短い期間とすること。

(13) 第58条において準用する第47条の規定に基づき、第2号ア、イ及びエに掲げる漁業、小型さけ・ます流し網漁業並びに規則第5条各号に掲げる漁業のうち次に掲げるものの許可に係る変更(小型さけ・ます流し網漁業及び次に掲げる漁業にあっては、漁業時期又は船舶の総トン数に係る事項の変更に限る。)の許可(道外に住所を有する者に係る許可を除く。)をすること。

ア かに固定式刺し網漁業

イ かにかご漁業

ウ えびかご漁業

- (14) 第58条において準用する第49条第2項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可の効力の失効に係る届出を受理すること。
- (15) 第58条において準用する第50条の規定に基づき、対象漁業の許可に係る休業の届出を受理すること。
- (16) 第58条において準用する第51条第1項の規定に基づき、対象漁業の許可を取り消すこと。
- (17) 第58条において準用する第52条第1項の規定に基づき、対象漁業の許可に係る当該対象漁業における資源管理の状況等の報告を受けること。
- (18) 第58条において準用する第52条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可を受けた者（道外に住所を有する者を除く。）に対し、衛星船位測定送信機等の船舶への備付け等を命ずること。
- (19) 第58条において準用する第54条第1項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可を取り消すこと。
- (20) 第58条において準用する第54条第2項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可を受けた者に対し、当該許可又は起業の認可の変更、取消し等を行うこと。
- (21) 第58条において準用する第54条第3項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。
- (22) 第58条において準用する第56条第1項の規定に基づき、対象漁業の許可又は第45条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の知事許可漁業の継続の許可（道外に住所を有する者に係る継続の許可を除く。）に係る許可証を交付すること。
- (23) 第80条第1項の規定に基づき、相続又は法人の合併若しくは分割による個別漁業権の取得に係る届出を受理すること。
- (24) 第80条第2項の規定に基づき、相続又は法人の合併若しくは分割による個別漁業権を取得した者について、第72条第1項に規定する適格性を有する者であるかどうかの認定を行い、当該個別漁業権の取消しについて通知すること。
- (25) 第86条第1項（第88条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、免許後に定置漁業権（漁業の名称に「さけ」が付冠されている定置漁業権に限る。次号において同じ。）に条件（操業期間に関する条件を緩和する条件に限る。同号において同じ。）を付けること。
- (26) 第86条第2項（第88条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、免許後に定置漁業権に条件を付けることについて、海区漁業調整委員会に意見を聴くこと。
- (27) 第106条第7項の規定に基づき、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可をすること。
- (28) 第120条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の関係者に対する指示につい

- て必要な指示をすること。
- (29) 第120条第4項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の関係者に対する指示を取り消すこと。
- (30) 第120条第8項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の関係者に対する指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を受理すること。
- (31) 第120条第9項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の関係者に対する指示に係る異議の申出を催告すること。
- (32) 第120条第11項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の指示に従うべきことを命ずること。
- (33) 第131条第1項の規定に基づき、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をした者（道外に住所を有する者を除く。）に対し、当該者が使用する船舶の停泊又は当該行為に使用した漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げを命ずること。
- (34) 第131条第2項の規定に基づき、船舶の停泊等を命ずることについて聴聞（道外に住所を有する者に係る聴聞を除く。）を行うこと。
- (35) 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第14条第1項ただし書の規定に基づき、海区漁業調整委員会の会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にもに事故があるときの会議を招集すること。
- (36) 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下この項において「省令」という。）第42条第1項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕（2以上の総合振興局等の沖合海域にわたり行われる採捕及び道外に住所を有する者が行う採捕を除く。以下この項において同じ。）を許可すること。
- (37) 省令第42条第4項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可の有効期間を定めること。
- (38) 省令第42条第5項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可に条件を付けること。
- (39) 省令第42条第6項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可に係る許可証を交付すること。
- (40) 省令第42条第7項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可に係る許可証を再交付すること。
- (41) 省令第42条第9項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可に係る許可証の返納を受けること。
- (42) 省令第42条第10項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可に係る採捕の結果の報告を受けること。

(43) 省令第42条第11項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕の許可を取り消すこと。

## 2 北海道漁業調整規則の施行に関する事務

(1) 第9条第2項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(2) 第10条第2項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可をしないことについて、関係海区漁業調整委員会等に意見を聴くこと。

(3) 第15条第1項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に基づき、知事許可漁業（同項第1号に該当する場合にあっては、次に掲げる漁業に限る。）の継続の許可（道外に住所を有する者に係る継続の許可を除く。第9号において同じ。）をすること。

ア 中型まき網漁業

イ 小型機船底びき網漁業（えびこぎ網漁業、ししゃもこぎ網漁業及びかかれい打瀬漁業に限る。）

ウ 小型さけ・ます流し網漁業（津軽海峡海域における総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型さけ・ます流し網漁業に限る。）

エ かじき等流し網漁業

(4) 第18条第2項の規定に基づき、相続又は法人の合併若しくは分割による知事許可漁業の許可又は起業の認可（道外に住所を有する者に係る許可又は起業の認可を除く。）の地位の承継に係る届出を受理すること。

(5) 第19条第3項後段の規定に基づき、対象漁業の許可の廃止に係る届出を受理すること。

(6) 第20条第2項の規定に基づき、休業中の対象漁業について就業する旨の届出を受理すること。

(7) 第24条第1項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴き、対象漁業の許可又は起業の認可の変更、取消し等を行うこと。

(8) 第24条第2項において準用する第23条第3項の規定に基づき、対象漁業の許可又は起業の認可の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。

(9) 第25条の規定に基づき、知事許可漁業の継続の許可に係る許可証を交付すること。

(10) 第26条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る許可証の写しの証明（道外に住所を有する者に係る証明を除く。）を行うこと。

(11) 第26条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る許可証の写しの返納（道外に住所を有する者に係る返納を除く。）を受けること。

(12) 第30条の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る許可証（道外に住所を有する者に係る許可証を除く。）の書換え交付又は再交付を行うこと。

(13) 第31条第1項の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る許可証の返納（道外に住所を有する者に係る許可証の返納を除く。）を受けること。

(14) 第31条第2項の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る許可証を返納することができない旨の届出（道外に住所を有する者に係る届出を除く。）を受理すること。

(15) 第33条第1項ただし書の規定に基づき、特定区域漁業（さけ又はますを対象とする漁業に係る特定区域漁業を除く。以下この項において同じ。）の承認をすること。

(16) 第33条第3項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

(17) 第33条第5項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会等に意見を聴き、特定区域漁業の承認をしない理由を通知し、意見の聴取を行うこと。

(18) 第33条第7項の規定に基づき、特定区域漁業の承認をしないことについて、関係海区漁業調整委員会等に意見を聴くこと。

(19) 第33条第9項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会等に意見を聴き、同条第8項で定める特定区域漁業の承認の有効期間より短い期間を定めること。

(20) 第33条第10項において準用する第14条第1項及び第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に条件を付けること。

(21) 第33条第10項において準用する第14条第3項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に条件を付けることについて聴聞を行うこと。

(22) 第33条第10項において準用する第18条第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認の地位の承継に係る届出を受理すること。

(23) 第33条第10項において準用する第19条第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認の効力の失効に係る届出を受理すること。

(24) 第33条第10項において準用する第19条第3項後段の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る廃止の届出を受理すること。

(25) 第33条第10項において準用する第21条第1項の規定に基づき、特定区域漁業の承認を取り消すこと。

(26) 第33条第10項において準用する第22条第1項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る報告を受けること。

(27) 第33条第10項において準用する第23条第1項の規定に基づき、特定区域漁業の承認を取り消すこと。

(28) 第33条第10項において準用する第23条第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認の変更、取消し等を行うこと。

(29) 第33条第10項において準用する第23条第3項の規定に基づき、特定区域漁業の承認の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。

(30) 第33条第10項において準用する第24条第1項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴き、特定区域漁業の承認の変更、取消し等を行うこと。

(31) 第33条第10項において準用する第24条第2項において準用する第23条第3項の規定に基づき、特定区域漁業の承認の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。

- (32) 第33条第10項において準用する第25条の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証を交付すること。
- (33) 第33条第10項において準用する第26条第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証の写しの証明を行うこと。
- (34) 第33条第10項において準用する第26条第3項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証の写しの返納を受けること。
- (35) 第33条第10項において準用する第30条の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (36) 第33条第10項において準用する第31条第1項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証の返納を受けること。
- (37) 第33条第10項において準用する第31条第2項の規定に基づき、特定区域漁業の承認に係る承認証を返納することができない旨の届出を受理すること。
- (38) 第36条第1項の規定に基づき、水産動植物の採捕（2以上の総合振興局等の所管区域にわたり行われる採捕及び道外に住所を有する者が行う採捕を除く。次号から第55号までにおいて同じ。）を許可すること。
- (39) 第36条第5項ただし書の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、水産動植物の採捕の許可の有効期間を定めること。
- (40) 第36条第7項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可を取り消すこと。
- (41) 第36条第9項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証を交付すること。
- (42) 第36条第11項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証の写しの証明を行うこと。
- (43) 第36条第12項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証の写しの返納を受けること。
- (44) 第36条第13項において準用する第9条第2項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可をしないかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めること。
- (45) 第36条第13項において準用する第10条第2項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可をしないことについて、内水面漁場管理委員会に意見を聴き、当該水産動植物の採捕の許可の申請者にその理由を通知し、公開により意見を聴取すること。
- (46) 第36条第13項において準用する第14条第1項及び第2項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に条件を付けること。
- (47) 第36条第13項において準用する第14条第3項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に条件を付けることについて聴聞を行うこと。
- (48) 第36条第13項において準用する第23条第1項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可を取り消すこと。

- (49) 第36条第13項において準用する第23条第2項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可の変更、取消し等を行うこと。
- (50) 第36条第13項において準用する第23条第3項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。
- (51) 第36条第13項において準用する第24条第1項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、水産動植物の採捕の許可の変更、取消し等を行うこと。
- (52) 第36条第13項において準用する第24条第2項において準用する第23条第3項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可の変更、取消し等を行うことについて聴聞を行うこと。
- (53) 第36条第13項において準用する第30条の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証の書換え交付又は再交付を行うこと。
- (54) 第36条第13項において準用する第31条第1項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証の返納を受けること。
- (55) 第36条第13項において準用する第31条第2項の規定に基づき、水産動植物の採捕の許可に係る許可証を返納することができない旨の届出を受理すること。
- (56) 第50条第1項の規定に基づき、岩礁破碎等を許可すること。
- (57) 第50条第4項の規定に基づき、岩礁破碎等の許可に条件を付けること。
- (58) 第51条第1項の規定に基づき、砂れき等の採取を許可すること。
- (59) 第51条第5項の規定に基づき、協議することを命ずること。
- (60) 第51条第6項の規定に基づき、砂れき等の採取の許可に係る許可証を交付すること。
- (61) 第52条第1項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可（次に掲げる場合に該当する許可を除く。次号から第64号までにおいて同じ。）をすること。
  - ア 採捕の区域が第37条第1項に規定する保護水面である場合又は同条第2項の規定により指定された区域である場合
  - イ 採捕の区域が2以上の総合振興局等の所管区域又は沖合海域にわたる場合
  - ウ 道外に住所を有する者が採捕を行う場合
  - エ さけ、ます、かに又はえびの採捕を行う場合
- (62) 第52条第3項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証を交付すること。
- (63) 第52条第4項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に条件を付けること。
- (64) 第52条第5項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る試験研究等の結果の報告を受けること。
- (65) 第52条第6項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証に記載された事項の変更を許可すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 採捕の区域が第37条第1項に規定する保護水面である場合又は同条第2項の規定により指定された区域である場合

イ 採捕の区域が2以上の総合振興局等の所管区域又は沖合海域にわたる場合であって、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が策定する計画に基づかずに行われる採捕である場合（許可を受けた者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）、採捕に従事する者の氏名若しくは住所又は使用する船舶の名称、漁船登録番号若しくは総トン数に係る事項の変更を除く。）

ウ 道外に住所を有する者が採捕を行う場合

エ さけ又はますの採捕を行う場合

オ かに又はえびの採捕を行う場合であって、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が策定する計画に基づかずに行われる採捕である場合（許可を受けた者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）、採捕に従事する者の氏名若しくは住所又は使用する船舶の名称、漁船登録番号若しくは総トン数に係る事項の変更を除く。）

(66) 第52条第7項において読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証を書き換えて交付すること。ただし、前号アからオまでに掲げる場合を除く。

(67) 第52条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証に記載された事項の変更の許可に条件を付けること。ただし、第65号アからオまでに掲げる場合を除く。

(68) 第52条第8項において準用する第26条第2項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証の写しの証明を行うこと。

(69) 第52条第8項において準用する第26条第3項の規定に基づき、試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に係る許可証の写しの返納を受けること。

(70) 第54条第1項の規定に基づき、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をした者が使用する船舶の操業責任者（道外に住所を有する者を除く。）に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずること。

(71) 第54条第2項において準用する第53条第2項の規定に基づき、第54条第1項の規定により制限し、又は禁止を命ずることについて聴聞（道外に住所を有する者に係る聴聞を除く。）を行うこと。

(72) 第55条第1項の規定に基づき、特定区域漁業の承認を受けた者（道外に住所を有する者を除く。）に対し、衛星船位測定送信機の船舶への備付け等を命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第10項第1号中「第18条」を「第22

条」に改め、同項を同事項第9項とし、同事項中第11項を第10項とし、第12項から第31項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。